

2022年7月1日

特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則 新旧対照表

現行	改正後
標題	
特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則	特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則
特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程	特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程
特定調停合意に基づくスポーツ調停人・助言者報償金規程	特定調停合意に基づくスポーツ調停人・助言者報償金規程
スポーツ調停に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程	スポーツ調停に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程 <u>オンライン調停運用規程</u>
目次	
特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則 (中略)	特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則 (中略)
特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程・附則	特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程・附則
特定調停合意に基づくスポーツ調停人・助言者報償金規程・附則	特定調停合意に基づくスポーツ調停人・助言者報償金規程・附則
スポーツ調停に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程・附則	スポーツ調停に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程・附則 <u>オンライン調停運用規程</u>
住所	
<u>〒107-0061</u> <u>東京都港区北青山2丁目8番35号</u> <u>TEL 03-6863-4462 FAX 03-6863-4461</u> (以下略)	<u>〒160-0013</u> <u>東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号</u> <u>JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階</u> <u>905</u> <u>TEL 03-6812-9257 FAX 03-6812-0258</u> (以下略)
第3条（定義）	
1～3（略）	1～3（略）

	<p><u>4 この規則において、「面談調停」とは、双方の当事者及び調停人が、指定された場所に出頭により出席し、面談の方法にて実施する調停手続の方法をいう。</u></p> <p><u>5 この規則において、「オンライン調停」とは、双方又は一方の当事者及び調停人が、ウェブ会議システム等（インターネットを介した映像及び音声の送受信により、調停人が、双方又は一方の当事者の状態を認識しながら通話することが可能なシステムをいう。）を利用して期日に参加し、ウェブ会議システム等を利用して期日を実施する調停手続の方法をいう。</u></p> <p><u>6 この規則において、「同席調停」とは、双方の当事者の同席又はウェブ会議システム等の利用により、双方の当事者が議論できる状態で行う調停手続をいう。</u></p> <p><u>7 この規則において、「別席調停」とは、一方の当事者を退席（オンライン調停の場合には、ウェブ会議システム等の機能を用いて、調停手続の映像及び音声が認識できず、かつ、自らの発言や映像が調停手続に反映されない状態にすることをいう。）させた状態で、他方の当事者から主張及び意見を聴き、次いで、他方の当事者を退席させた状態で、一方の当事者の主張及び意見を聞くことを必要な範囲で繰り返す方法による調停手続をいう。</u></p>
--	--

第5条の2 (代理及び補佐)

当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。スポーツ仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人又は補佐人による代理又は補佐を認めないことができる。ただし、弁護士でなければ代理人とな	当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。スポーツ仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人又は補佐人による代理又は補佐を認めないことができる。ただし、弁護士でなければ代理人とな
--	--

することができない。	することができない。 <u>当事者である競技団体は、調停手続においてその団体を代表する者のほか、補佐人としてその団体の役員及び職員を調停期日出席させることができる。補佐人は、調停期日において、調停人の許可を得て発言をすることができる。</u>
第6条（事務）	
1 (略) 2 日本スポーツ仲裁機構は、事案ごとに担当者を定め、担当者は当事者間の連絡その他の事務のほか、調停手続実施記録を作成し、保存する。	1 (略) 2 日本スポーツ仲裁機構は、事案ごとに担当者を定め、担当者は当事者間の連絡その他の事務のほか、調停手続実施記録を作成し、保存する。 <u>調停手続実施記録の保存期間は、調停手続が終了した日から10年間とする。</u>
第10条（調停の申立て）	
1～3 (略) 4 申立人は、調停申立ての際、特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程に定める調停申立料金を納付しなければならない。 5 調停申立書が本条に定める要件を欠く場合には、日本スポーツ仲裁機構は相当な期間を定め、その期間内にその欠ける部分を補正すべきことを申立人に通知し（第2項に定める調停合意がない場合において、日本スポーツ仲裁機構が適当と判断するときは、被申立人に対して連絡をとり、調停合意に達することを事実上手伝うことができる）、相当の期間内に本条に定める要件を満たすに至らない場合には、調停の申立てはなされなかつたものとして扱う。	1～3 (略) 4 申立人は、調停申立ての際、特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程に定める調停申立料金を納付しなければならない。 <u>被申立人が複数ある場合には、申立人は、申立料金に被申立人の数を乗じた金額を納付しなければならない。</u> 5 調停申立書が本条に定める要件を欠く場合には、日本スポーツ仲裁機構は相当な期間を定め、その期間内にその欠ける部分を補正すべきことを申立人に通知し（第2項に定める調停合意がない場合において、日本スポーツ仲裁機構が適当と判断するときは、被申立人に対して連絡を取り、調停合意に達することを事実上手伝うことができる）、相当の期間内に本条に定める要件を満たすに至らない場合には、調停の申立てはなされなかつたものとして扱う。
第11条（調停の申立ての受理及び通知）	
1 日本スポーツ仲裁機構は、第10条の規定に適合した調停申立てがなされたことを確	1 日本スポーツ仲裁機構は、第10条の規定に適合した調停申立てがなされたことを確

認後、被申立人に対して、申立人が提出した調停申立書及び調停合意書を送付し、調停 <u>申立て</u> があつたことを通知するとともに、調停手續について説明を行つた上で、申立人の提出した調停合意書に定めるとおりに調停を行うことについての意思を確認する。この確認ができた場合には、遅滞なく、申立人及び被申立人に調停の申立ての受理を通知する。被申立人に対する受理の通知には、調停申立書の写しを添付する。 2 (略)	認後、被申立人に対して、申立人が提出した調停申立書及び調停合意書を送付し、調停 <u>申立てが</u> あつたことを通知するとともに、調停手續について説明を行つた上で、申立人の提出した調停合意書に定めるとおりに調停を行うことについての意思を確認する。この確認ができた場合には、遅滞なく、申立人及び被申立人に調停の申立ての受理を通知する。被申立人に対する受理の通知には、調停申立書の写しを添付する。 2 (略)
---	---

第 14 条 (調停人の公正性)

1 調停人は、他から一切の影響を受けることなく独立して、公正かつ迅速に事案の処理に <u>あたらなければ</u> ならない。調停人は、当事者から直接に報酬その他の利益を得てはならない。 2 調停事案に利害関係(民事訴訟法第 23 条第 1 項各号に定める関係を言う。)を有する者は、調停人になることができない。調停人は、調停人としての公正性に疑惑を生じかねないと思われる事由があるときは、速かにこれを開示しなければならない。 3 (略)	1 調停人は、他から一切の影響を受けることなく独立して、公正かつ迅速に事案の処理に <u>当たらなければ</u> ならない。調停人は、当事者から直接に報酬その他の利益を得てはならない。 2 <u>その</u> 調停事案に利害関係(民事訴訟法第 23 条第 1 項各号に定める関係をいう。)を有する者は、調停人になることができない。調停人は、調停人としての公正性に疑惑を生じかねないと思われる事由があるときは、速やかにこれを開示しなければならない。 3 (略)
--	---

第 16 条 (調停人の選定)

a～e (略) f c 号に定める通知を両当事者が <u>受け容れた</u> 場合 <u>もしくは</u> d 号に定める通知をしなかつた場合、又は、d 号に定める通知に対して日本スポーツ仲裁機構が諸般の事情を考慮して最終的なものとして調停人決定の通知をした場合には、調停人は確定するものとする。	a～e (略) f c 号に定める通知を両当事者が <u>受け入れた</u> 場合 <u>若しくは</u> d 号に定める通知をしなかつた場合、又は、d 号に定める通知に対して日本スポーツ仲裁機構が諸般の事情を考慮して最終的なものとして調停人決定の通知をした場合には、調停人は確定するものとする。
---	---

第 16 条の 2 (忌避)

1～2 (略)	1～2 (略)
---------	---------

	<p><u>3 ある調停人がある当事者により忌避を申し立てられたときは、すべての当事者はその忌避に同意することができる。当該同意があったときは、第1項に定める忌避がなされたものとみなす。</u></p> <p><u>4 前項の場合及び忌避申立てを受けて調停人が辞任した場合のいずれにおいても、忌避の理由の正当性の承認を意味しない。</u></p> <p><u>5 前項の調停人がその職務を辞任した場合、忌避の手続は終了する。</u></p>
--	--

第17条（調停手続）

(略)	(略)
<p>2の3 調停人は、調停手続において当事者間の和解が成立する場合には、書面による和解条項が作成されるか否かに<u>関わらず</u>、和解の成立前にその和解内容を助言者に説明し、助言者の承認を得なければならない。助言者は、調停人から調停手続において判明した事案の概要の説明を受けた上で、和解の内容に違法性がないか否か、和解条項が作成されていない場合にはその作成が望ましいか否か等を判断し、法的助言を行い、修正が必要であれば、その修正を確認した後でなければ、調停人がその和解の成立に承認を与えることを認めてはならない。</p> <p>3 調停人は、調停期日においては、当事者の一方と個別に協議することができる。ただし、両当事者が、その<u>様な</u>協議をすることについて<u>予め</u>同意をしている場合に限る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>2の3 調停人は、調停手続において当事者間の和解が成立する場合には、書面による和解条項が作成されるか否かに<u>かかわらず</u>、和解の成立前にその和解内容を助言者に説明し、助言者の承認を得なければならない。助言者は、調停人から調停手続において判明した事案の概要の説明を受けた上で、和解の内容に違法性がないか否か、和解条項が作成されていない場合にはその作成が望ましいか否か等を判断し、法的助言を行い、修正が必要であれば、その修正を確認した後でなければ、調停人がその和解の成立に承認を与えることを認めてはならない。</p> <p>3 調停人は、調停期日においては、当事者の一方と個別に協議することができる。ただし、両当事者が、その<u>ような</u>協議をすることについて<u>あらかじめ</u>同意をしている場合に限る。</p> <p>(以下略)</p>

第18条（調停期日）

<p>1 調停人は、両当事者<u>と一堂に会する調停期日</u>を原則として1回設定するものとする。</p> <p><u>2 前項の調停期日及び場所は、調停人が当</u></p>	<p>1 調停人は、両当事者<u>が出席する調停期日</u>を原則として1回設定するものとする。</p> <p><u>2 調停の期日における調停手続の方法は、</u></p>
---	---

<p>当事者の意見を聴いたうえで決定し、当事者に通知する。</p> <p>3 調停人は、いずれかの当事者の要請がある場合に限り、適宜の時期に当事者に解決案又は見解を提示することができる。</p> <p>4 調停期日には、日本スポーツ仲裁機構が指定する事務局職員が立ち会うことができる。</p> <p>5 調停人は、調停期日の概要を記載した調書を作成し、これを日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p>	<p><u>面談調停又はオンライン調停とする（オンライン調停の場合には、調停場所は、調停人が現に所在する場所をいうものとする。以下同じ。）。</u>ただし、指定された場所に出頭して期日に参加することを希望する当事者については、出頭による期日の参加を認めなければならない。</p> <p>3 調停期日の開催方法及び場所は、調停人が当事者の意見を聴いた上で決定し、当事者に通知する。</p> <p>4 オンライン調停の場合には、別に定めるオンライン調停運用規程を遵守しなければならない。</p> <p>5 調停は、原則として同席調停で行う。ただし、調停人が相当と認め、両当事者があらかじめ同意をしているときは、別席調停を行うことができる。</p> <p>6 オンライン調停により期日に参加した者、当該期日に出席したものとみなす。</p> <p>7 調停人は、いずれかの当事者の要請がある場合に限り、適宜の時期に当事者に解決案又は見解を提示することができる。</p> <p>8 調停期日には、日本スポーツ仲裁機構が指定する事務局職員が立ち会うことができる。</p> <p>9 調停人は、紛争の概要並びに調停期日を実施した日時、場所（オンライン調停により調停手続を実施した場合にはその旨）及び概要を記載した調書を作成し、これを日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p>
---	---

第 19 条（調停手続の終了）

<p>1 調停手続は、調停人選定後、3か月以内に終了しなければならない。ただし、調停人は、当事者間に別段の合意があるとき又は日本スポーツ仲裁機構が必要と認めたときは、そ</p>	<p>1 調停手続は、調停人選定後、3か月以内に終了しなければならない。ただし、調停人は、当事者間に別段の合意があるとき又は日本スポーツ仲裁機構が必要と認めたときは、そ</p>
--	--

<p>の期間を延長することができる。</p> <p>2 調停は次の事由により終了する。</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 両当事者の立場の隔たりが大きく、歩み寄りの姿勢がみられないことその他これに準ずる場合において、調停人が調停不調を理由に書面により手続<u>打ち切り</u>の決定をしたとき（調停人はこの書面に日付を明記しなければならない。）</p> <p>d 前項に定める期間が経過した場合において、そのことを理由に調停人が調停不調を理由に書面により手続<u>打ち切り</u>の決定をしたとき（調停人はこの書面に日付を明記しなければならない。）</p> <p>e (略)</p> <p>f (略)</p> <p>3 調停人は、当事者間において和解が成立した場合において、相当と認めるときは、当事者に和解契約書を作成させた<u>上で</u>、和解契約成立の立会人としてこれに署名押印するものとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>の期間を延長することができる。</p> <p>2 調停は次の事由により終了する。</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 両当事者の立場の隔たりが大きく、歩み寄りの姿勢がみられないことその他これに準ずる場合において、調停人が調停不調を理由に書面により手續<u>打ち切り</u>の決定をしたとき（調停人はこの書面に日付を明記しなければならない。）</p> <p>d 前項に定める期間が経過した場合において、そのことを理由に調停人が調停不調を理由に書面により手續<u>打ち切り</u>の決定をしたとき（調停人はこの書面に日付を明記しなければならない。）</p> <p>e (略)</p> <p>f (略)</p> <p>3 調停人は、当事者間において和解が成立した場合において、相当と認めるときは、当事者に和解契約書を作成させた<u>上で</u>、和解契約成立の立会人としてこれに署名押印するものとする。</p> <p>（以下略）</p>
---	---

第 20 条 (守秘義務)

<p>(略)</p> <p>3 いずれの当事者も、調停手続において相手方当事者が提出した主張又は表明した見解、調停手続において相手方当事者によりなされた自白、調停人の示した提案及び相手方当事者が調停人の提案を<u>受け容れる用意</u>のあることを表明したという事実を、調停手続に付託した紛争と関係するものであるか否かを問わず、訴訟手続及び仲裁手続において、証拠として提出すること及びそれらに基づく主張をしてはならない。</p>	<p>(略)</p> <p>3 いずれの当事者も、調停手続において相手方当事者が提出した主張又は表明した見解、調停手続において相手方当事者によりなされた自白、調停人の示した提案及び相手方当事者が調停人の提案を<u>受け入れる用意</u>のあることを表明したという事実を、調停手続に付託した紛争と関係するものであるか否かを問わず、訴訟手続及び仲裁手続において、証拠として提出すること及びそれらに基づく主張をしてはならない。</p>
--	--

<p>4 調停に関して日本スポーツ仲裁機構及び調停人に提出された資料は、日本スポーツ仲裁機構において厳重に保管し、当事者からの<u>申し出</u>があれば、これを返還する。</p>	<p>4 調停に関して日本スポーツ仲裁機構及び調停人に提出された資料は、日本スポーツ仲裁機構において厳重に保管し、当事者からの<u>申出</u>があれば、これを返還する。</p> <p>5 当事者は、調停期日において、録音及び録画をしてはならず、期日における手続の内容を放送及び公衆送信してはならない。</p>
--	--

第 25 条（調停人・助言者の報償金等）

<p>調停人及び助言者は、特定調停合意に基づくスポーツ調停人・助言者報償金規程に定める報償金並びに調停手続の遂行に必要な費用の<u>支払い</u>を日本スポーツ仲裁機構から受けることができる。</p>	<p>調停人及び助言者は、特定調停合意に基づくスポーツ調停人・助言者報償金規程に定める報償金並びに調停手続の遂行に必要な費用の<u>支払</u>を日本スポーツ仲裁機構から受けることができる。</p>
	<p>附則 8 この規則は、2022 年 7 月 1 日から施行する。</p>

特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程

現行	改正後
第 1 条（目的）	
この規程は、日本スポーツ仲裁機構の特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則（以下、「規則」という。）第 10 条第 4 項に定める調停申立料金及び規則第 11 条第 2 項に定める調停応諾料金、並びに規則第 24 条に定める費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。	この規程は、日本スポーツ仲裁機構の特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則（以下「規則」という。）第 10 条第 4 項に定める調停申立料金及び規則第 11 条第 2 項に定める調停応諾料金、並びに規則第 24 条に定める費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。
第 4 条（調停手続の場合の料金の返還）	
1 申立人から調停申立がなされたにもかかわらず、被申立人が応諾を拒否した場合には、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に調停申立料金の <u>全額</u> を返還する。 2 調停期日の開催前に、規則第 19 条第 2 項 a 号、b 号又は e 号により調停手続が終了した場合には、調停申立料金及び調停応諾料	1 申立人から調停申立がなされたにもかかわらず、被申立人が応諾を拒否した場合には、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に調停申立料金の <u>半額</u> を返還する。 2 調停期日の開催前に、規則第 19 条第 2 項 a 号、b 号又は e 号により調停手続が終了した場合には、調停申立料金及び調停応諾料

金の <u>全額</u> をそれぞれの当事者に返還する。	金の <u>半額</u> をそれぞれの当事者に返還する。
第5条（当事者が負担すべき手続費用の例）	
規則第24条の定める「日本スポーツ仲裁機構の固定費用で賄われるべき費用以外の費用」の例は下記の <u>通り</u> とする。 a 特定調停合意に基づくスポーツ調停人・助言者報償金規程第3条により、調停人に支払うべき交通費等 b 調停手続を日本スポーツ仲裁機構の事務局以外の場所でする場合の <u>賃料、及び</u> 、その場合において手続の補佐のために調停人が日本スポーツ仲裁機構事務局関係者の在席を必要と認めたときは、その交通費等	規則第24条の定める「日本スポーツ仲裁機構の固定費用で賄われるべき費用以外の費用」の例は下記の <u>とおり</u> とする。 a 特定調停合意に基づくスポーツ調停人・助言者報償金規程第3条により、調停人に支払うべき交通費等 b 調停手続を日本スポーツ仲裁機構の事務局以外の場所でする場合の <u>賃料及び</u> その場合において手続の補佐のために調停人が日本スポーツ仲裁機構事務局関係者の在席を必要と認めたときは、その交通費等
第6条（納付先）	
日本スポーツ仲裁機構に対する金員の <u>支払い</u> については、同機構の指定する銀行口座への <u>振込み</u> により行うものとする。	日本スポーツ仲裁機構に対する金員の <u>支払い</u> については、同機構の指定する銀行口座への <u>振り込み</u> により行うものとする。
<p>附則5 <u>この規程は、2022年7月1日から施行する。</u></p>	

特定調停合意に基づくスポーツ調停人・助言者報償金規程

現行	改正後
第4条（支払方法）	
第2条及び第3条に定める金員の <u>支払い</u> は、調停期日終了後、速やかに日本スポーツ仲裁機構から調停人及び助言者の指定する銀行口座への <u>振込み</u> により行うものとする。	第2条及び第3条に定める金員の <u>支払</u> は、調停期日終了後、速やかに日本スポーツ仲裁機構から調停人及び助言者の指定する銀行口座への <u>振り込み</u> により行うものとする。
	<p>附則4 <u>この規程は、2022年7月1日から施行する。</u></p>

スポーツ調停に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程

現行	改正後
第1条（目的）	

この規程は、日本スポーツ仲裁機構の特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則（以下、「規則」という。）第6条第1項に定める日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ調停に関する事務に関して必要な事項を定めることを目的とする。	この規程は、日本スポーツ仲裁機構の特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則（以下「規則」という。）第6条第1項に定める日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ調停に関する事務に関して必要な事項を定めることを目的とする。
第3条（場所）	
1 日本スポーツ仲裁機構の業務は、その事務局の所在地（東京都港区北青山2丁目8番35号/電話 03-6863-4462/FAX 03-6863-4461/電子メール info@jsaa.jp）において行う。 2（略）	1 日本スポーツ仲裁機構の業務は、その事務局の所在地（東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階905/電話 03-6812-9257/FAX 03-6812-9258/電子メール info@jsaa.jp）において行う。 2（略）
	附則5 この規程は、2022年7月1日から施行する。

オンライン調停運用規程 新旧対照表

現行	改正後
第1条（目的）	
	<u>この規程は、日本スポーツ仲裁機構の特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則（以下「規則」という。）第18条第4項に定めるオンライン調停の運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。</u>
第2条（実施方法）	<u>1 オンライン調停において利用するウェブ会議システム等には、Zoomを含むものとするがそれに限られない。</u> <u>2 ウェブ会議システム等は、常に最新版にアップデートされた状態で使用するものとする。</u>
第3条（使用端末）	<u>オンライン調停においてウェブ会議シス</u>

	<u>ム等を使用して期日に参加する当事者及び 調停人は、セキュリティソフトが導入されて いるか又は OS が最新のバージョンにアップ デートされた端末を使用しなければならな い。</u>
第 4 条（録音・録画等の禁止の確認）	<u>調停人は、オンライン調停を実施する最初の 期日の冒頭において、規則第 20 条第 5 項の 内容を説明するものとする。</u>
第 5 条（第三者が視聴できない環境の確保）	<u>オンライン調停において、ウェブ会議シス テム等の方法により期日に参加する当事者及 び調停人は、許諾を得ていない第三者が視聴 できない環境で参加しなければならない。</u>
	<u>附則 この規程は、2022 年 7 月 1 日から施行する。</u>